

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年5月15日現在

機関番号：57601

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009～2011

課題番号：21730014

研究課題名（和文）発展途上国における法化現象の研究

研究課題名（英文）Juridification in Developing Countries

研究代表者

吉井 千周（YOSHII SENSU）

都城工業高等専門学校・一般科目文科・講師

研究者番号：90413880

研究成果の概要（和文）：

本研究は少数民族の意志反映が十分に可能となる法制度の構築・運営についてフィールドワークを元にして考察するものである。事例としてタイ山間部に居住する山地民のモン族をとりあげ、タイの司法制度に依拠しない伝統的な紛争処理制度が近代司法制度と共存している実態をフィールドワーク調査で明らかにし、加えてタイの司法制度がモン族に利用されていない実態を「法化」概念を用いて分析を行った。

研究成果の概要（英文）：

This study is discussed the construction and operation of the legal system to reflect the will of ethnic minorities. Some of hill tribe people living in Thailand mountainous areas have not had opportunity to make a suit. Unofficial traditional law system of Hmong, which does not rely on the judicial system of Thailand, is clarified on this study using concept of “juridification”.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2010年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2011年度	1,000,000	300,000	1,300,000
総計	3,200,000	960,000	4,160,000

研究分野：基礎法額

科研費の分科・細目：法社会学

キーワード：少数民族、法化、法社会学、タイ、モン族

1. 研究開始当初の背景

(1)近代化政策を押し進める発展途上国では政府主導による地域開発が実施される一方で、それらの開発を原因とする環境破壊によって少数民族の権利侵害が多々生じている。開発による権利侵害が社会問題として認識されるには、(1) 被害者間で権利侵害が行われていることが認知され、(2) 被害者間で運動体が組織され、(3) 社会の他の成員に対してアピールされていく、という法制度への参加プロセスを経る。ただし、これらのプロセスのそれぞれの局面において多く

のリテラシーとコストが要求されるため、リテラシーを持たずコストが捻出できない少数民族は発言する機会を失っていることが往々にしてある。政府によるアセスメントの開催、ヒアリングの実施も形式上の機能しか持たない。本研究で取り扱うモン族のようなタイ山地民(チャオ・カオ)グループは、タイに流入してきた時期がタイが近代国家として成立して後のことであったため、2007年の第61期国際連合総会において採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の規定する先住民族としての権利も有

しない。

(2)少数民族の権利に抵触する開発のあり方については、すでに多くの先行研究が出されている。中でも東南アジアについては近年人類学の分野からは多くの先行研究が上がっており、少数民族の権利を開発の文脈の中でどのように保護すべきか研究が進んでいる。また開発学の中からは巨視的な立場から開発における少数民族の問題を扱う研究者も登場しており、中でも開発パラダイムを区分し、開発政策における少数民族問題を再定義しようとするロングの「改良アプローチ」論はその代表的な議論の一つであるとする。しかしながら少数民族の法制度研究に関しては人類学系の学問が先行しており、法学は後手に回っている感は否めない。タイ北部に関してだけでも、開発に伴う土地問題・麻薬・児童売春・違法入国などで公的な司法制度の導入により安全かつ迅速に処理される案件が多くありながら、言語的要因や地理的要因によって十分な研究成果があがっていない。

(3)こうした問題意識を持ちながら、申請者はこれまで、紛争展開モデルをベースに少数民族の紛争処理について研究を進めてきた。特に紛争展開における住民の能力とエンパワーメントに着目することで、その後の紛争展開を理解しようと試み、そのスタートとして日本国内において原子力発電所反対運動の形成過程調査を通して住民運動の発生プロセスについて研究を行い、2001年以降はタイ国チュラロンコン大学社会調査研究所に赴任しタイ国の山地少数民族の住民運動の形成過程の調査・分析を進めてきた。それらの研究成果は少数民族の固有法とタイ近代法の中でゆれうごく女性たちの離婚時の紛争処理過程の変化をとって、モン族の政治リーダー選出の際に現れる投票行動の推移をとって、モン族の意志変化を支えたを用いたモン族のネットワーク形成をとって、またオーラルヒストリーによるモン現代史を発表してきた。

2. 研究の目的

(1)東南アジアの文脈における「法化」論の再考

1996年以降の山地民に対する国策の変化から、司法制度を含むタイ近代法制度が山地民にも徐々に流用されるようになった。ただし過去の調査から、こうした司法制度の利用が山地民の権利を萎縮させる方向には機能しても拡大する方向には動かないこともまた明らかになった。そこでは法による社会への規制的介入が、介入の実効性そのものを欠けさせるものとなり、社会に分裂的結

果をもたらすという法化現象の一バリエーションが発生しているといえる。このことの帰結は重大で、たとえ人権に配慮の行き届いた法制度が少数民族居住地域で整備されたとしても、制度そのものが有効に機能することは難しい。ゆえに少数民族の法整備については、「どのような法制度を構築するか」という問題設定と同時に「法制度そのものがもつ問題」を踏まえた議論が必要であるといえよう。

日本国内では「法化」現象については多くの理論的な研究の蓄積がなされ、日本および先進国各国での事例研究も出そろいつつある。だが発展途上国である東南アジアのさらに少数民族の中で生じる法化現象については国内はもちろん世界でも事例研究が皆無である。近代化のさなかにある少数民族による法化現象を解明することは、単に未踏の研究領域であるからだけではなく、先進国の法化現象発生メカニズムの解明にも有効であると考えられる。

(3)上記研究課題を解明するに当たって、モン族を対象としたフィールドワークを実施した。モン族は村々による差はあるものの、付近の山地民に比して実に5倍から10倍の年収を得ており識字率も高く、タイ政府の少数民族政策にもっとも俊敏に反対運動を起こすことでも知られる。しかし、その一方で経済的に成功を納めたモン族の村々からの援助の距離をおきつつあり、村内で生じた土地問題や離婚問題に関してタイの司法制度を利用することは少ない。モン族のうちのいくつかのグループが経済的な成功した背景に、タイの制度に順応できたことは多くの研究者が指摘することであるが、その反面で法制度を含むタイの政治・行政システムに頼らない状況が生じている。本研究期間中にタイモン族の村において彼らがどのような情報ネットワークを有し、加えてなぜ法制度を利用せずに問題解決を行うことができるのか参与観察を行い解明するほか、呪術師による伝統的な紛争処理手段を記録した。

3. 研究の方法

(1)国内研究の概要

申請期間中に、国内での研究として国内の各大学の資料と研究者とのディスカッションを経て「法化」理論研究を進めた。

本研究の遂行にあたって、申請者は国内の鹿児島大学法文学部において施設・設備の利用を依頼し、関連領域のスタッフと議論し共同研究を進めた。また全国各地で開催される定期的な勉強会に参加した。申請者は、チュラロンコン大学社会調査研究所赴任終了後

すぐに現勤務校に赴任したため、国内での先行研究者の議論に疎いばかりか、国内資料のありかについても十分に把握してもしなかったため、これらの国内外の先行研究を押さえることはもちろんであるが、国内研究者のディスカッションに加わる機会を増やすことが必要であった。単に国内の研究から学ぶだけでなく、同時に国内の研究に微力ながら貢献しようとした。

(2)海外研究の概要

また海外研究では資料研究をタイ総務省および法務省の協力を得て行うほか、次年度以降の予備調査を行う。具体的には(1)チュラロンコン大学社会調査研究所の所有する資料群、(2)タイ法務省の統計資料、(3)チェンマイ県裁判所判決などをもとにタイにおける裁判分析を行った。山地における裁判の発生率について本格的な調査はタイ国内でもまだ始まっておらず、本調査が初めての調査になり、これをもとに遠隔地での法制度の浸透度合いをはかることができる。これらの資料については一部平成 19 年度の科研費調査においてすでに利用しており研究上の障壁は少ない。またクーデターにより混乱しているタイの政治状況の中でのみ利用できる可能性もあるが、(2)の大多数はチェンマイ大学に複写が保存されてあるため使用上の混乱は少なく、計画通りに遂行できた。これらの資料調査によってタイ国内における少数民族の司法制度利用についてデータをまとめるほか、タイの司法制度利用に関する先行研究をフォローアップできた。

加えてこの機会にタイ国内だけでなく、アメリカに移住したモン族に関する研究をフォローアップすることができた。

4. 研究成果

(1)2009 年度の成果

本年度は翌年度以降の本格調査のための初期調査を行った。

1 調査地域の選定と初期調査のためタイ国チェンマイ県 S 郡へと移動し、郡庁舎と 3 村を回り初期調査を行った。この 3 村は住居者のうちモン族の比率が高いだけではなく、頻繁に都市部への移動が行われることからタイ法からの影響をもっとも受けやすい人々である。基礎データを多く入手し、その影響について調査を行った。また調査の段階でタイ国内から亡命したグループの固有法の変化を調べるため、亡命したモン族の移住者が多く住むアメリカ合衆国ミネソタ州ミネアポリスにて Hmong Society の協力を得て初期調査を行った。その結果 S 郡周辺のモン族の収入が周辺のカレン族に比して年収ベースで 10 倍以上もの格差があることがわかった。またラオスからタイ北部に留まらず、

アメリカ・フランスにも続くモン族のネットワークの存在がわかった。

2 先行研究調査のためチュラロンコン大学社会調査研究所及びチェンマイ大学社会科学部、ミネソタ州立大学にて文献調査を行った。特に英語文献の整理を行いモン族の固有法についての先行研究をまとめた。

3 上述した初期調査を随時研究会・学会にて報告した。7 月の基礎調査を元に「タイ山地民における貧困のメカニズム—少数民族間の経済格差—」というタイトルで招待講演を行ったほか、9 月のアメリカ調査を元に「アメリカにおけるモン族の婚姻戦略の変化」、今年度の文献調査を元に「法化現象からみたリスク認識：山地民族と住民運動を例にして」というタイトルで報告した。またモン族の法化現象と関連する事例として国内事例としての「地方における公共空間の再構築とコンビニエンスストア」のタイトルで報告した。これらの調査報告を基盤として翌年度以降は民俗学博物館との共同研究を進める予定である

(2)2010 年度の成果

2010 年度は翌年度以降の本格調査のための初期調査を行った。

1 国内の各大学の資料と研究者とのディスカッションを経て「法化」理論研究を進めた。特に国立民族学博物館において共同研究「リスクと不確実性、および未来についての人類的研究」の研究グループ一員として共同研究を進め、この成果は共著で平成 24 年度中に出版される予定である。

2 平成 22 年度の海外研究では資料研究を行い、(1)チュラロンコン大学社会調査研究所の所有する資料群、(2)タイ法務省の統計資料、(3)チェンマイ県裁判所判決などをもとにタイにおける裁判分析を行った。山地における裁判の発生率について本格的な調査はタイ国内でもまだ始まっておらず、本調査が初めての調査になり、これをもとに遠隔地での法制度の浸透度合いをはかることができた。

3 上記研究成果を随時研究会・学会にて報告した。特に 11 月に県立高知短期大学で開催されたアジア法学会 2010 年秋研究総会では、「タイにおける山地民政政策の変遷」というタイトルで招待講演を行ったほか、国立民族学博物館において開催された研究会において「モン族の法化リスク」「移住コミュニティにおける法化現象」の二つの報告を行った。

(3)2011 年度の成果

2011 年度は、国内の各大学の資料と研究者とのディスカッションを経て「法化」理論研究を進めた。特に、今年度は、国立民俗学博物

館において共同研究「リスクと不確実性、および未来についての人類学的研究」の研究グループ一員として共同研究を進め、積極的に民俗学の分野での研究成果を吸収し研究を進めた。特に関連領域の日本国内の住民運動における法化研究にも着手することができ、当初から予定していた東南アジアのマイノリティの社会内部に生じている法化現象が、日本の開発地域においても同様に生じうる現象であるということについて、確証を得ることができた。リスクという「予測しうる／予測し得ない」未来に対して、どのように法制度を利用し、またはどのような環境が利用を阻む要因となっているのか、法化現象と関連づけて説明することに貢献できたと考える。

(4)上記の各年度の研究成果を経て、以下の結論を導き出した。まず 1950 年代から始まったタイ政府による山地民政策は、山地民の同化政策を基本として山地民の経済支援を中心に展開された。その成果については評価がわかるものの、一定の成果が認められ山地民の生活はかなり向上している。そうした経済状態の改善に加えて、同時に山地民の法意識も大きくかわってきた。特に都市部で生活を行う新しい山地民の登場は、彼らがタイのコミュニティとも異なる法意識を有するに至った山地民に対する法制度への意識変化を生み出した。

(5)またアメリカにおけるモン族の婚姻戦略の変化として、アメリカに移住したラオス系モン族を中心としてできあがったコミュニティが、どのようにして独自の固有法（特に婚姻関係）をアメリカ近代法の中で残そうとしているか示した。さらに、同クラン間の結婚禁止制度の保持と運用をめぐる具体的なフィールドワークの結果を元にして法のクレオール現象の研究に継続させていくことができると考えている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

- ① 吉井千周、タイにおける山地民政策の変容、アジア法研究、査読あり、5 巻、2012、173-182

〔学会発表〕(計 4 件)

- ① 吉井千周、リスクとサブ政治化、日本地方自治研究学会、査読あり、2011
- ② 吉井千周、アメリカにおける少数民族裁判、日本法社会学会、査読あり、2011
- ③ 吉井千周、タイにおける山地民政策の変

遷、アジア法学会 2010 年秋研究総会、査読あり、2010

- ④ 吉井千周、タイ山地民における貧困のメカニズム—少数民族間の経済格差—、貧困研究会第 2 回研究大会、査読あり、2009

〔その他〕

ホームページ等

<http://researchmap.jp/senshu>

6. 研究組織

(1)研究代表者

吉井 千周 (YOSHII SENSU)

都城工業高等専門学校・一般科目文科・講師

研究者番号：90413880